津山中学校・高等学校における校内ルール

平成 30 年 4 月 1 日

1 生徒の電話番号やメールアドレス等の取扱や、担任・部活動顧問からの生徒への連絡方法ついて

教員と生徒間で携帯電話等の番号、メールアドレス(PCを含む)を相互に教えることはしてはならない。SNSを介してのコンタクトも行なってはならない。 生徒への緊急連絡等については、「携帯電話等利用校内ルール(改訂版): 平成27年9月24日 に従う。

- 2 生徒との個別面談や個別の学習指導の際の対応の在り方や、生徒をやむを得ず自家用 車で送っていかなくてはならない場合について
 - (1) 個別面談等は、ドアを開けておく、他の職員にその旨を伝えておくなどして、 密室状態での二人きりの指導は避けること。
 - (2) やむを得ず、生徒を自家用車で自宅等に送り届ける場合、事前に保護者に連絡し、了解を得ること。
- 3 生徒の個人情報に係る書類や電子データの入った USB 等をやむを得ず校外に持ち出 す場合について

管理職に連絡し許可を受ける。

USB 等については、「情報関連機器 持出記録簿」(高校教頭席・中学副校長席) に 必要事項を記入すること。

4 生徒からの集金などの現金の取扱や、その管理の方法について

通帳管理を原則とする。やむを得ず現金を一時保管する場合は、管理職に相談し、 許可を得た後、中学・高校各職員室の耐火金庫で管理する。

- 5 部活動休養日について
 - ・中学校 週当たり2日(平日1日原則木曜日、土日原則1日)以上の休養日を設ける。
 - ・高校 原則として土曜日か日曜日のいずれかは休養日に当てる。土日とも活動した場合、 平日に休養日を設ける。休養日には自主的練習やミーティング等も行わない。